対象となる利用世帯

市内に居住する一人暮らし高齢者世帯・高齢者世帯・母子世帯・障がい者 世帯等で自力での除雪が困難な世帯とする。または区長、若しくは地区民 生委員が必要と認めた世帯とする。

除雪する場所

- ・出入口、避難口の確保のための除雪
- ストーブの排気口、ガスボンベなどの危険箇所の除雪
- 生活の本拠としている建物の屋根の雪下ろし及び軒先の整理

除雪する日時

月曜日~金曜日 午前9時00分~午後4時00分まで 但し、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始については、緊急な場合を 除いて活動を行いません。

除雪までの流れ

- ①事前に申込み(下記登録先にて)
- ②事務局へ除雪の依頼
- ③事務局がボランティアの調整
- ④依頼者宅にて除雪活動
- ⑤後日活動費をお支払いいただきます。

料金について

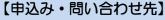
ボランティア1人当たり15分につき250円、以降15分ごとに250円 を加算し請求します。

申込み方法

「ふくし雪のけ支援事業申込書」(申込書は下記申込み窓口にてお渡しいたします。)を胎内市ボランティアセンター(胎内市社会福祉協議会内)へ 提出してください。

依頼方法

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後3時00分までに依頼ください。 午後3時以降の依頼については、緊急な場合を除き、翌日や週明けの対応になり ます。



〒959-2656 胎内市西本町 11-11 「ほっとHOT・中条」内

社会福祉法人 胎内市社会福祉協議会内 胎内市ボランティアセンター

電話 44-8682 FAX 44-8651 E-mail borasen@tainai-syakyo.or.jp



